

「適合証明技術者登録」の追加登録の実施について

■ 制度の概要

この制度は、住宅金融支援機構の指定した登録機関に登録した建築士事務所に所属する建築士（適合証明技術者）が、フラット35（中古住宅）、財形住宅融資（リ・ユース住宅）及びリフォーム融資を利用予定の住宅について、お客様等の依頼に基づいて、自らが物件検査（書類審査及び現地調査）を行い、住宅金融支援機構の定める技術基準への適合性を確認する業務（以下「適合証明業務」という。）を行うものです。物件検査の結果、融資利用予定の住宅が技術基準に適合する場合には、お客様等に対して「適合証明書」を交付します。

なお、フラット35（中古住宅）の適合証明業務については、適合証明技術者がインターネットを通じて適合証明業務システムを利用し、適合証明書等を発行する仕組みとなっています。

※システム環境

OS→Windows2000 SP4、WindowsXP SP1以上、Windows Vista、Windows 7

ブラウザ→Microsoft Internet Explorer 6.0 SP1 以上 9.0未満

*沖縄県においては、住宅金融支援機構が行うフラット35（中古住宅）及び沖縄振興開発金融公庫が行う融資（中古住宅及びリフォームの一部）に係る業務となります。

■ 適合証明技術者の登録情報及び建築士事務所の業務内容等を開示

（一社）日本建築士事務所協会連合会は、ホームページ「住宅金融支援機構 フラット35（中古住宅）等適合証明技術者支援情報（URL：www.kyj.jp）」を開設して、適合証明書の作成依頼等を希望する方のために、登録している適合証明技術者（建築士事務所）の検索サービスを行っています。

このホームページでは、登録情報のほかに、登録者が自主的に所属事務所の業務内容やフラット35の適合証明業務の実施件数等を入力できるシステムにしています。このことにより、適合証明業務を依頼される方へより詳しい情報を提供する場として活用できます。

■ 業務の重要性

適合証明業務において交付される「適合証明書」は、住宅金融支援機構の融資手続きにおいて、金融機関における資金実行の可否を判断するための重要な書類であり、適合証明業務は、住宅金融支援機構の融資制度上、極めて重要な業務であることから、適正に実施していただく必要があります。

適合証明業務において、不適正な行為等が判明した場合は、登録取消し等の措置を行い、建築士事務所の名称、所在地、登録開設者名、適合証明技術者名、登録取消し等の年月日、事由及び内容を公表するとともに、建築士及び建築士事務所の監督権者（国土交通大臣又は都道府県知事）に対して登録取消し等の内容の報告を行います。

適合証明業務は、建築士法第21条に規定する「建築物に関する調査又は鑑定業務等」に該当することから、その業務に関して不誠実な行為等をしたときに該当すると認められる場合は、建築士法上の監督処分等の対象になる場合があります。

また、適合証明技術者、当該適合証明技術者の所属する建築士事務所及び登録開設者は、その責めに帰すべき事由により登録機関又は住宅金融支援機構に損害を与えた場合には、連帯して異議なくその損害を補償することになりますのでご留意願います。

■ 登録の申込方法等

1. 登録申請者

建築士法第23条の3に基づく建築士事務所登録をしている開設者

2. 「適合証明技術者」として適合証明業務を行う登録予定建築士について

建築士事務所に所属する1級建築士、2級建築士及び木造建築士のうち、新規登録または更新登録を希望する者（以下「登録予定建築士」という。）で、「講習」を必ず受講する意志のある建築士。

(注1) 建築士事務所複数の方が登録をする場合、登録申請は1名ごと別々に行ってください。

(注2) 2級建築士および2級建築士事務所に所属する1級建築士は、マンションに係る適合証明業務のうち、建築士法第3条の2及び第3条の3に定める範囲の住宅について適合証明業務を行うことができます。

(注3) 全ての木造建築士および木造建築士事務所に所属する建築士においては木造で、かつ、一戸建て等の住宅に係る適合証明業務についてのみ行うことができます（マンションに係る適合証明業務は行うことはできません）。

(注4) 「住宅金融支援機構 フラット35（中古住宅）等適合証明技術者支援情報（URL：www.kyj.jp）」のホームページに適合証明技術者の登録情報（事務所名、事務所所在地、適合証明技術者名、建築士資格種別、TEL、FAX等）を開示いたしますのでご了解のうえ申請してください。

3. 登録窓口（登録申請書提出先）

各都道府県の建築士事務所協会

(注) 建築士事務所が所在する都道府県の登録窓口に登録申請をしてください。

4. 登録受付期間

平成29年7月18日（火）～8月1日（火）

5. 登録有効期間

登録有効期間は、登録証明書の交付後より平成30年9月30日までの期間となります。

* 登録証明書は講習受講後に交付されます。講習を受講しない又は途中で退席された場合には登録証明書は交付されませんのでご注意ください。

6. 登録申請時に必要な書類等

下記書類等が不備な場合は、受付いたしませんので必ずご持参ください。

① 申請書 — 登録窓口に備え付けてありますので、必要事項を記入・捺印のうえ申請してください。
登録規程の内容をよくご理解の上、申請してください。

② 適合証明業務に関する確認書 — 適合証明技術者登録証明書の交付を受けるための確認事項をご了承のうえ、必要事項を記入・捺印のうえ提出してください。

※登録申請者が法人である場合の代表者印は法務局届出の代表者印(丸印)を押印してください。

※登録開設者名（登録開設者が個人である場合に限る）及び適合証明技術者名はそれぞれ自署していただく必要があります。

③ 都道府県知事または指定事務所登録機関が発行した建築士事務所登録を証する書類の写し

④ 登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し

⑤ 登録予定建築士の写真3枚

[無帽、無背景、正面（胸部より上部分）を写したカラーの証明写真*（縦3.0cm、横2.4cm）で、平成29年4月以降に撮影したもの（白黒不可、デジタルカメラのプリントカラー写真可、スナップ写真については不可）]

- ⑥ 運転免許証等本人の氏名と写真が確認できる書類の写し（運転免許証、パスポート等公的機関発行の写真付資格証等）
※上記の確認できる書類がない場合には、保険証のコピーを持参のうえ、登録予定建築士本人が登録窓口で申請を行ってください。
- ⑦ 登録開設者の印鑑
ア 登録開設者が法人の場合
法務局届出の代表者印（丸印）
※「適合証明業務に関する確認書」に押印する登録申請者印は、法務局届出の代表者印（丸印）を押していただきます。なお、「適合証明技術者登録申請書」に押印する開設者届出印は、原則として開設者（代表者）の印鑑を押印していただきますが、業務上の都合により、開設者（代表者）の印鑑以外の責任者の印鑑を使用する必要がある場合は、開設者が業務上使用する印鑑として認めた印鑑を押印することができます。
- イ 登録開設者が個人の場合
登録開設者の印鑑 ※シャチハタ印不可
- ⑧ 登録予定建築士の印鑑 ※シャチハタ印不可
- ⑨ 講習受講申込書 - 必要事項を記入のうえお申し込みください。

7.登録に要する費用

適合証明技術者の1名につき登録に要する費用は以下の通りですので、申請の際ご用意ください。

- ① 登録料 11,000円（税込 11,880円）
② 受講料 8,476円（税込 9,154円）
※いったん納付した受講料は天災等の理由で講習が中止された場合を除き返還いたしません。
- ③ 適合証明技術者実務手引 平成28年度改訂版 4,619円（税込 4,989円）
①～③の合計 24,095円（税込 26,023円）

8.登録時に必要に応じて購入するもの（登録窓口にてご購入ください）

「適合証明業務登録建築士事務所」標識 定価 1,714円（税込 1,851円）

■ 講習の受講について

フラット35（中古住宅）、財形住宅融資（リ・ユース住宅）及びリフォーム融資の適合証明業務を行う登録予定建築士については、登録制度の内容、意義及び業務の重要性を十分認識していただくとともに、適確に業務を行っていただくために、「適合証明技術者業務講習*」を実施いたします。この講習を受講しない登録予定建築士には、登録証明書を交付できませんのでご注意ください。

1. 開催時期

平成29年8月8日～9月8日の間に開催

2. 開催場所

47都道府県ごとに開催

※日時、会場、申込方法等の詳細については、各登録窓口にお問い合わせください。

3. 受講対象者

「適合証明技術者」として適合証明業務を行う登録予定建築士

4. 講習内容

主にフラット35（中古住宅）の融資制度、適合証明業務の要領について講習します。
講習はDVDによる映像講習になります。

※理解度確認チェックを実施します（合否の判定はありません）。

5. 講習時間

理解度確認チェックも含め4時間50分程度となります。

※講習終了後、登録証明書を交付します。

6. テキスト

適合証明技術者実務手引 平成28年度改訂版（発行：（一社）日本建築士事務所協会連合会）